

議案第 6 0 号

安中市立碓氷病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
について

安中市立碓氷病院使用料及び手数料条例を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市立碓氷病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

安中市立碓氷病院使用料及び手数料条例（平成１８年安中市条例第１９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

１日につき	４，４００円
１日につき	３，３００円
１日につき	２，２００円

」を

「

１日につき	５，５００円
１日につき	４，４００円
１日につき	３，３００円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例の施行の際現に使用している特別病室の使用料については、当該使用に係る特別病室の区分の変更が無い場合に限り、なお従前の例による。